

# 留萌市議会議員新型コロナウイルス感染症の公表に関する基本指針

令和3年3月30日議長決裁

留萌市議会では、留萌市議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における情報の公表に関する基本指針について、次のとおり定める。なお、本指針は、感染者の発生状況、さらには新型コロナウイルス感染症に係る人権への影響等を踏まえ、適宜見直すものとする。

## 1 公表の目的

市内における感染拡大を防止し、新型コロナウイルス感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、市民の安全で安心な生活を維持するとともに、公表に際して、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者等に対する不当な差別、偏見、誹謗中傷等が生じることがないように、正確な情報を提供することを目的とする。

## 2 人権等への配慮

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者に対し、インターネットやソーシャルネットワークワーキングサービス上で、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ、心ない言動が広がらないよう、国や北海道等の公的機関が発信する情報を確認し、個人情報保護や人権等に配慮した冷静な行動をとることを、市民に要請する。

## 3 公表の対象

留萌市議会議員が感染した場合

## 4 公表内容

感染者、感染経路、感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、次のうち、必要な情報を公表する。

- (1) 議会での活動状況
- (2) 陽性判明日
- (3) 年代、性別、職業 ※本人の同意が得られれば名前の公表
- (4) 症状・経過等
- (5) 感染者の渡航歴・行動履歴等
- (6) 公衆衛生上の対策（消毒の実施等）

## 5 公表の方法

北海道が、留萌市における新型コロナウイルス感染症に関する情報の公表を行った後、次の方法により速やかに公表する。

- (1) 留萌市議会ホームページ
- (2) 留萌市議会フェイスブック

## 6 留意事項

- (1) 公表にあたっては、感染者や濃厚接触者、その家族等の個人情報や人権等の保護とともに、市民の不安をいたずらに増大することにつながらないよう、最大限配慮する。
- (2) 4の公表内容については、6の(1)も踏まえ、案件ごとに個別に判断するが、クラスターが発生する恐れがある等、市民の不安が増大すると判断される場合にあつては、公表内容を拡充させることも検討する。ただし、感染者が特定される恐れがあり、個人情報の保護や人権等への配慮が求められる場合には、これらの情報の全部又は一部について公表しないことも検討する。
- (3) 本指針において知り得た個人情報は、個人情報保護に関する法令に従い、厳重に管理する。
- (4) 感染状況等情勢が変化した場合は、本指針に基づく公表を一時停止することができるものとする。

### 附 則

この指針は、令和3年3月30日から施行する。